

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第17号

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年太田市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、公務の運営上の事情又は職員の申出により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻を別に定めることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、前項の規定により難いと認める場合には、業務に支障のないよう休憩時間を置くことができる。

第8条第8項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

第11条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同条第5項中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改める。

第14条第1項第2号中「（平成20年太田市訓令第3号）第23条」を「（令和3年太田市訓令第2号）第18条」に、「別表第4」を「別表第3」に、「規正」を「規制」に、「第24条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第15条第1項の表12の項中「同表」を「別表第3」に改め、同表19の項の次に次のように加える。

19の2 職員の就労意欲の維持及び増進	60歳に達する日が属する年度の翌年度の4月1日から4月7日まで
---------------------	---------------------------------

第15条第1項の表20の項中「看護」の次に「等」を加え、「又は」を「、」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が別に定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。